

## 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）

の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第五条の二 住居その他これに準ずるものとして知事が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他知事が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）第十一条の二第二項に定める額とする。

第七条第一項中「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。

次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）を「給与条例」に改める。

第九条第一項中「その者の報酬（条例第二条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」を「第五条第一項に規定する報酬の基本額、当該基本額に給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額」に改め、同条第二項中「その者の基本報酬の日額」を「第五条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）の合計額」に改める。

第十二条第一項中「基本報酬」を「報酬（条例第二条第三項に規定する報酬の額

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管 理栄養士を 除く。） 衛生検査技 師	診療放射線 技師 臨床検査技 師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	円 286,230	円 246,231	円 229,056	円 247,584	円 259,526	円 242,695	円 250,806
2			231,185	248,438		244,824	252,935
3			233,314	249,351		246,548	255,064
4			234,430	250,263		248,575	256,180
5			235,584	251,176		250,806	257,295
6			236,660	252,088		252,935	258,410
7			237,779	253,001		255,064	259,526
8			238,688	256,731		256,180	
9			239,601			257,295	
10			240,513			258,410	
11			241,426			259,526	
12			242,338				
13			243,251				
14			246,231				

第十七条第二項中「第九条第二項に規定する額」を「その者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）」に改める。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

号給	報酬月額
	円
1	335,000
2	345,000
3	355,000
4	360,000

第十五条第二項の表を次のように改める。

をいう。以下この条、次条及び第十七条において「基本報酬」という。）に改める。

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	190,617	228,784
2	192,347	229,917
3	193,959	230,966
4	195,584	232,150
5	197,217	233,197
6	198,927	234,319
7	200,550	235,427
8	202,184	236,550
9	203,793	237,660
10	205,517	238,672
11	207,241	239,750
12	208,984	240,599
13	210,317	241,584
14	211,917	242,455
15	213,527	243,234
16	215,048	244,084
17	216,584	244,756
18	218,191	245,395

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
		円	円	円	円
1	264,369	268,066	256,666	230,585	220,985
2	265,534	269,080	257,750		
3	266,650	269,993	258,623		
4	267,562	270,916	259,559		
5	268,373	271,818	260,418		
6	269,083				
7	269,793				

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

19	219,850	245,973
20	221,450	246,612
21	223,117	247,188
22	224,784	247,829
23	226,150	248,405
24	227,450	248,950
25	228,787	249,433